

学習用端末等貸与に係る確認書の提出について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動につきましてご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて、日光市は、文部科学省が推進する GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末を積極的に活用し、個々に応じた学習活動の充実とともに、学校ならではの協働的な学びの充実を図っています。

つきましては、下記事項及び別紙「タブレット(iPad)を使用する時のルール」をご確認いただき、「学習用端末等貸与に係る確認書」を4月30日(金)までに担任へ提出してください。

記

1 貸与物品

- (1) タブレット端末 (キーボード一体型ケースを含む)
- (2) 充電用アダプタ
- (3) 充電用ケーブル

2 貸与期間

令和3年4月26日(月) ～ 令和3年4月現在通学中の日光市立学校に在籍している間

3 主な取扱方法

- (1) タブレット端末等は、日光市教育委員会が定めた規則を遵守し適切な管理の下に使用する。
- (2) タブレット端末等は、学校から使用を許可されたアプリケーションソフトだけを使い、学習活動以外には使用しない。
- (3) タブレット端末等を譲渡、貸与、または担保に供しない。
- (4) タブレット端末等の利用、返却については、学校の指示に従う。

4 インターネット通信

- (1) 学校外でのインターネット通信方法について
 - ・ 学校からの指示がない限り、家庭用通信回線や公衆通信回線等の Wi-Fi や電子機器等に接続しない。
 - ・ 学校から指示があった接続方法で、インターネットに接続する。
- (2) インターネット通信の環境整備について
 - ・ 貸与されたタブレット端末を利用したインターネット通信ができる環境整備に努める。なお、環境が整備できない場合は、その旨を理由も併せて、学校に相談する。

5 保管および充電

- (1) 原則日常的に家庭に持ち帰り、自宅で充電する。
- (2) 充電する際は、指定された充電用アダプタ、ケーブルを使用する。
- (3) タブレット端末は帰宅後自宅で保管し、登校時に持参させる。

6 故障・破損・紛失時の対応

- (1) タブレット端末等を利用する際は、故障や破損、紛失をしないように細心の注意を払い、万が一故障及び破損、紛失した際には、速やかに学校に報告する。
- (2) タブレット端末等に不調がみられる場合、速やかに学校に報告する。
- (3) 紛失、盗難の際は、警察に届け出を出し、速やかに学校に報告する。
- (4) 故意または、過失等により、タブレット端末等を故障及び破損、紛失した場合、修理代等の代金の請求を受けることがある。